

完全電子化

沖縄県競争入札参加資格〔物品関係〕 定期申請ガイド（令和8年度版）

申請対象の確認



Proceed

対象

物品（印刷物含む。）の製造、売買



Stop

⚠ 対象外

以下の業種は所管課へ直接お問い合わせください。

- 警備業、清掃業 → 総務部 管財課へ
- 建設工事、建設コンサルタント → 土木建築部 技術・建設業課へ
- リース（賃貸借）、システム開発等（委託）



電子申請

沖縄県電子申請サービス経由。土日祝日問わず24時間受付可能。紙印刷した申請書類の送付は不要です。



押印廃止

申請書様式への代表者印・実印などの押印は一切不要です。（委任状や社会保険加入報告書も押印不要）



全て写し(コピー)可

添付書類は原本不要。全て写しのデータ提出で完結します。（※不鮮明な資料は再提出となるため注意）

申請スケジュール

定期申請

受付休止期間

随時申請

【定期申請】

- 受付期間：令和8年8月1日～8月31日
- 受付休止期間：令和8年9月1日～10月31日
- 審査結果通知：10月末まで
- 名簿登録日：令和8年11月1日
- 有効期間：令和8年11月1日～令和11年10月31日

【随時申請】

- 受付期間：令和8年11月1日～令和11年7月20日
- 審査結果通知：随時（申請月の翌月以降）
- 名簿登録日：登録日（審査完了月の翌月5日頃）
- 有効期間：登録日～令和11年10月31日

登録を認めない要件

✖ 営業歴1年未満

原則として、同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者（法人成り等の特例あり）。

✖ 必須許認可の欠如

営業に関し許可、認可等（医療機器販売、計量器等）を必要とする場合において得ていない者。

✖ 税金の未納

消費税、地方消費税、および都道府県民税に未納がある者。

✖ 契約締結能力の欠如

成年被後見人、被補助人、未成年者、または破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

✖ 社会保険の未加入

健康保険、厚生年金保険及び労働保険の加入義務があるにも関わらず未加入の者。

✖ 暴力団関係者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当する者。

支店・営業所の登録条件

本社（店）から、支店長・営業所長名で沖縄県との
【入札参加】【契約締結】
【代金請求及び受領】の
権限を委任されていますか？

YES

登録可能

営業所一覧表（その4）に支店・営業所の情報を記載してください。なお、登録番号は、本店と支店・営業所で一つの番号が付与されます。

NO

登録不可

権限を委任されていない場合は名簿掲載できません。本社（店）として申請してください。

営業品目のルール

✓ 営業品目は最大5つまで選択可能

主たる営業品目（第1営業品目）1つに加え、兼業品目（第2～第5営業品目）を最大4つまで選択できます。

✗ 営業品目の重複選択は不可

主たる営業品目と兼業品目で、同じ品目を選択することはできません。

主たる営業品目
(第1営業品目)
- 必須

兼業品目
(第2営業品目)

兼業品目
(第3営業品目)

兼業品目
(第4営業品目)

兼業品目
(第5営業品目)

営業品目カテゴリマップ

【11】 衣服・その他繊維製品類

【12】 ゴム・皮革・プラスチック製品類

【13】 案業・土石製品類

【14】 非鉄金属・金属製品類

【15】 一般印刷

【16】 フォーム印刷

【17】 地図マイクロ印刷

【18】 シール印刷

【19】 コピー

【20】 製本

【21】 図書類

【22】 電子出版物類

【23】 紙・紙加工品類

【24】 車両類

【25】 その他輸送・搬送機械器具類

【26】 船舶類

【27】 燃料類

【28】 家具・什器類

【29】 一般・産業用機器類

【30】 電気・通信用機器類

【31】 電子計算機類

【32】 精密機器類

【33】 医療用機器類

【34】 事務用機器類

【35】 その他機器類

【36】 医薬品・医療用品類
※動物用を除く

【37】 事務用品類

【38】 土木・建設・建築材料

【39】 警察用装備品類

【40】 その他物品の製造・販売

【41】 立木竹の買受け

【42】 その他物品の買受け

提出書類：基本様式

提出書類		内容	留意点
チェックシート	◎		申請担当者の連絡先は漏れなく記入。
第1号様式（その1）	◎	申請者情報	申請者、代理人（行政書士）の情報を記入。
第1号様式（その2）	◎	希望営業品目	営業品目は5つまで選択可能。
第1号様式（その3）	◎	経営状況	金額は百円未満は四捨五入。
第1号様式（その4） 営業所一覧	△	名簿に登録する支店・営業所。	本社（店）から権限を委任された支店・営業所のみ登録可能。
第2号様式 誓約書	◎	暴力団員等でないこと等の誓約。	代表者及び担当者の情報を記載
第3号様式 社会保険等加入状況報告書	◎	社会保険等の加入状況を報告。	未加入の場合はその理由を記入。
第4号様式 委任状	△	行政書士への権限委任。	行政書士が代理で申請する場合に必須。

提出書類：法人・個人証明

書類名	法人	個人	留意点
登記事項証明書（履歴事項全部）	◎	—	発行後3ヶ月以内のもの。
個人事業の開業・廃業等届出書	—	◎	税務署の受付印があるもの。
身分証明書（代表者のみ）	—	◎	本籍地の市区町村で取得。発行後3ヶ月以内のもの。
登記されていないことの証明書	—	◎	法務局（本局）で取得。発行後3ヶ月以内のもの。

提出書類：納税証明、財務状況、社会保険料等

書類名	法人	個人	留意点
都道府県税の納税証明書(全税目)	◎	◎	前3ヶ月以内。 【重要】 本社だけでなく申請する全ての支社(営業所)の(都道府県)県税分が必要(例:福岡本社+沖縄営業所なら両県分)。
消費税の納税証明書	◎	◎	税務署で取得。法人は「その3-3」、個人は「その3-2」。納付誓約書は不可。
財務諸表(直近1年分)	◎	◎	法人:貸借対照表と損益計算書。 個人:青色申告決算書または白色確定申告書。
社会保険料の納付が分かる書類	◎	◎	第3号様式の添付書類。 口座振替ハガキが宛名面(納付者名)も提出。

その他の提出書類

製造業・印刷業の登録申請



【条件】 製造業または印刷業で登録申請する者



設備や機械器具等の資産額等が分かる資料

固定資産台帳や減価償却額明細書、及び設備等の写真（主なもの3~4設備、A4サイズに貼り付け名称記入）。リース時は残高資料も。

許認可が必要な物品の販売



【条件】 取扱いに法的な許可・認可が必要な物品を販売する者



許可証・認可証等の写し

医療機器販売、計量器販売、毒物劇物販売、ガソリン販売、産業廃棄物収集運搬など。

申請フライトプラン

Phase 1：準備

- 必要書類の準備
- 関連書類の確認
- 品目選定：32の営業品目から登録したい品目（最大5つ）を選択。

Phase 2：システム準備

- 利用者登録：初めての方は「沖縄県電子申請サービス」でID・パスワード取得。

Phase 3：申請手続

- 申請書：システムへ入力し、書類データを添付。
- 申請（送信）を完了する。



一括申請ルール

書類を複数回に分けて提出しないようお願いいたします。
全て用意した上で一回の手続で完了させること。

サポート & お問い合わせ



制度・書類に関する事

沖縄県 出納事務局 物品管理課

☎ 098-866-2148

「この書類で代替できるか?」「どの品目コードに該当するか?」等のルール確認。



システム操作に関する事

電子申請サービス コールセンター

☎ 0120-464-119 (平日 9:00~17:00)

☎ 0570-041-001 (有料)

「ログインできない」「ファイルの添付エラーが出る」等の技術的トラブル。